

令和2年3月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令 和 2 年 3 月 27 日 午 後 3 時 00 分	
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊗欠席 ㊚遅刻 ㊛早退)	
○ 1 番 伊藤 薫	○ 2 番 吉永 守	○ 3 番 柿山 享
○ 4 番 大久保 純三	○ 5 番 武部 文男	○ 6 番 大川内 満舎信
○ 7 番 松尾 奈津子	㊗ 8 番 田中 康	○ 9 番 崎田 隆
○ 10番 吉原 順穂	○ 11番 益本 徳市	○ 12番 梶山 達男
○ 13番 田中 晴美	○ 14番 山本 鉄美	○ 15番 松永 敬資
○ 16番 藤川 吉生	○ 17番 崎村 康子	○ 18番 瀬川 伸清
○ 19番 山川 重晴		
出席農業委員数 18名 在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 松田 実男	○ 大久保 耕次	○ 安永 光男
○ 松瀬 義之	○ 大石 裕	○ 鈴立 企一
○ 村田 勝美	○ 立山 義典	○ 早坂 勇
○ 川下 實	○ 吉田 政明	○ 北川 廣海
○ 岩木 保徳	○ 松永 勝也	
○ 百枝 純治	○ 萩原 健詞	
5. 農業委員会以外の出席者		
農林課(桑原奈美)、上下水道課(山田一洋)、長寿介護課(田畑徹二)		
6. 事務局職員の出席者		
局 長 眞弓 朋治	次 長 森田 俊行	係 長 辻田 三代子
主 任 瀬尾 幸久	副主任 前川 祐樹	
7. 議 長	山 川 重 晴	
8. 議事録署名委員の指名		
12 番 梶 山 達 男	14 番 山 本 鉄 美	

事務局長 皆様こんにちは。早いもので3月も来週で終わろうとしております。桜も開花いたしまして、これから暖かくなり、春の農作業も忙しくなっております。本日が本年度最後の定例会となります。

今年度1年間大変お忙しい中に、集積活動そしてアンケートの回収などご協力いただき、ありがとうございました。皆様のご協力に感謝いたします。

さて、今年度の活動実績でございますが、まずは農地集積です。

委員一人につき2ヘクタール、37名で74ヘクタールが目標でございました。これに対し実績は153.2ヘクタールと目標の2倍以上の実績となっております。

また、この内、農地中間管理事業による集積目標は40ヘクタールでしたが、これも57.6ヘクタールと目標を上回る実績となっております。

次に、遊休農地の解消でございます。年度当初3.8ヘクタールあった再生可能な遊休農地、A分類につきましては、解消目標が1ヘクタールでございました。12月末現在でA分類は2.7ヘクタールとなっており、1.1ヘクタールに減少いたしました。この内、B分類への移行が0.37ヘクタールで実質解消となった面積は0.89ヘクタールとなり目標値を若干下回っておりますが、おおむね目標を達成できております。

また、適正な非農地処理につきましては、非農地通知の発行目標が15ヘクタールでございましたが、609筆、38.8ヘクタールの通知ができており、これも目標の2倍以上の実績となっております。

農業者年金新規加入者の確保につきましては、2名の確保が目標でございましたが、1名の確保でこれは未達成となりました。

全国農業新聞の購読推進につきましては、目標値が122部で現在の購読者数が122部で目標を達成しております。

なお、昨年5月にご説明いたしました「ながさき農業委員会1・1・1運動」～『農地利用の最適化実践活動』～として「1人、1年間で、1つ以上の事例を報告」、農業委員・農地利用最適化推進委員一人ひとりが、1年間の活動の中で、自らの活動事例を1つ以上報告（公表）できるように取り組む」というものがございました。

今年度も提出の時期になっておりますので、委員の皆様の方の全員の提出をお願いいたします。それから、人・農地プラン営農実態調査アンケートにつきましては、委員さんのご協力により3,021部の配布の内、2,700部が回収できており回収率は89.37パーセントとなっております。

現在、データの整理を行っておりますので、委員さんへの情報提供はもうしばらくかかる見込みです。

なお、このアンケートの結果を用いた人農地プランでございますが、主管課である農林課から総会の議事に入る前に説明と委員さんからの意見をお聞きしたいとのことで、お時間をとることになると思いますのでよろしく願いいたします。

最後になりますが、4月1日付の人事異動の内示がっております。委員会では2名の異動となっておりますが、詳細につきましては、会長のごあいさつでお願いしたいと思います。

それでは、山川会長のご挨拶を受けまして、3月の定例会に入りたいと思います。

会 長

皆様、こんにちは。本日は年度末のお忙しい中にお出席いただきましてありがとうございます。私のほうから二点ほどおつなぎさせていただきたいと思っております。

一点目は人事の異動でございます。事務局長として長いこと頑張っていたいただきました真弓局長が今回は異動になります。23年から9年間大変頑張っていた訳ですが、今回は、監査事務局長として転出でございます。それから瀬尾さんが今回の異動で鷹島支所に異動になります。それから、鷹島支所の支所長兼務農業委員会の分室長として取り組んでいた木山さんが今回退職されます。その後任に上下水道課長の山田さんが支所長として、農業委員会の事務局分室長も兼務していただきます。後任ですが、真弓局長の後任で森田次長が事務局長になりまして、農地係長の辻田さんが農業委員会の事務局の次長になります。それから後の転入者として、長寿介護課の田畑さんが今度来ていただくこととなります。それから本日は出席していませんが、都市計画課の桃田さんが農業委員会に来ていただくことになりました。以上で人事関係の報告を終わらせていただきます。

また後程申し上げますけれども歓送迎会の折に具体的なお話をさせていただきたいと思っております。

それからもう一つなんです、今回、松浦市が宮中献穀事業の指定を受けることになりまして、実は今福の清流の里の方で取り組んでいた事になったわけでございます。前は61年だったか調川の方でこの献穀田を行ったところでございます。今回は34年ぶりに松浦市で行われることになりました。直接農業委員会は関係ないんですが今福で行ないますので今福の方についてはお世話いただく事もあるかと思います。その節はよろしくお願い申し上げます。前は福島でも行ったことがあります。覚えてますか。

それでは議事に入りたいと思っておりますが、その前に本日の欠席者でございますが、農業委員の田中委員、推進委員の松尾委員、紙本委員が欠席の届けが出ております。本日の議事録署名人に12番の梶山委員、14番の山本委員、この2名にお願いしたいと思います。

各種報告に入る前に人・農地プランについて、担当課の農林課に今後の取り組みについて話をいただきたいと思います。

農林課

農林課の桑原といいます。座って説明させていただきます。人・農地プランについては、去年から皆さんにもご迷惑とお世話をかけておりました。去年、一地区で志佐川3から6工区の方を無事実質化することができました。来年2年度から、91地区で農業嘱託員の区分けの91地区を実質化に入るといことでプランを組んでいたんですけども、実質的にですね1年で91地区すべてのアンケートを取りまとめて地図を作ってそれぞれの地区で座談会を開いてという工程をやっていくのは実際現実的ではないかなと考えまして、少し地区を統合して絞ろうかなというふうに考えています。お手元の方に人・農地プラン推進地区という紙を配っているんですが、それが案になるんですが、見方としては、例えば御厨町の一番上の池田上・駅通り・池田・中野・前田・寺の尾下・寺の尾中を一つに合わせ、御厨の1として一つの地区としてプランを作ろうかなと思っております。同じように御厨町を三つ、星鹿町を二つ、志

佐町を三つ、調川町を二つ、今福町を二つ、あと福島町を二つ、鷹島町を二つのプランを作ろうと思っているんですが、この地区割りで皆さんが見ていただいて、ここおかしいんじゃないかというところがあれば、ご意見をいただけないでしょうか。

委員 異議無し。

農林課 ありがとうございます。他にこれはここに入れたがいんじゃないかというご意見があれば、すみませんがお聞かせください。

(特に意見無し)

ありがとうございます。そしたらこの内容で進めさせていただきたいと思います。後、それぞれの地区の座談会の時期には担当の地区の皆さんにお声掛けして座談会とか対応していただくことになるかと思っておりますので、お手数ですがけれどもよろしくお願ひします。私からは以上です。ありがとうございました。

議長 それでは各種報告に入らせていただきます。

事務局 各種報告に入ります。総会資料1ページをご覧ください。農地移動適正化あっせん事業報告でございます。4件ございます。

1件目は、令和元年10月10日に■■■■氏からあっせんの申し出があった分です。相手方は、志佐町長野免■■■■氏です。あっせん会を2月25日に市役所で行い、3月6日に市役所で調印式を行いました。

2件目は、令和2年1月14日に■■■■氏からあっせんの申し出があった分で、日程を調整中です。

3件目は、令和2年1月23日に調川町上免■■■■氏からあっせんの申し出あった分で、相手方を選定中です。

4件目は、令和2年2月6日に■■■■氏からあっせんの申し出があった分です。相手方は、御厨町田代免■■■■氏です。あっせん会を3月10日に市役所で行い、3月13日に市役所で調印式を行いました。

議長 あっせん委員さんの方から報告をいただきたいと思ひます。浦上さんの件で、百枝委員か鈴立委員の方で願ひします。

推進委員 推進員9番の百枝でございます。ここに書いてありますように2月25日のあっせん会その1週間後の3月6日に市役所の方で両者おいで頂きまして、調印式の立会いをしたところですので、適正に管理される一番適任の方であられるということで、非常に事務局の皆さんにはご苦勞かけたことをここでお礼申し上げます。

議長 はい、ありがとうございました。お世話でございました。次に萩原さんの件、願ひいたします。

推進委員 はい、推進委員10番萩原です。■■■■さんの分ですけど、一部が決まりま

して、日程の調整をしているところでございます。そして、残り4つの分が場所が悪くて、誰も相手がないとのことで、多分そこはだめだろうと思います。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。残されたところも今後当たっていただければというふうに思っています。

それでは、■■■さんの件についてお願いします。

推進委員 11番推進員の村田です。■■■さんとお会いして、現地でお話を伺い、一応田んぼ的に抵当権が入っているものですから、そのところのお話をまた■■■さんとさせてもらって、今月中に片付くかなという話まではいただいてましてそれが終わり次第選定に入ろうかなと、今の状況はそういう状況です。

議長 はい、ありがとうございました。よろしくお願いいいたします。

■■■さんの件、お願いいいたします。

推進委員 4番推進員の岩木です。2月26日の総会であっせん委員となりまして、2月29日に■■■さん宅に伺って状況を聞いてまいりました。その中の話で■■■さんの名前が出まして、3月3日に■■■さんのお宅に伺い、意向を聞いて話を進めました。■■■さんの一枚上が田でありまして、それが水口から一番水が入るところだったということで、水管理がしやすいということで、■■■さんから買いたいという話になりまして、そこに書いてありますようにあっせん会を3月10日、調印式を3月13日に執り行うことができました。ご報告いたします。

議長 はい、ありがとうございました。お世話様でした。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について、ご説明いたします。2件ございます。

1件目の貸人、■■■氏、借人、■■■株式会社の分は、平成29年10月27日から令和4年3月9日までの4年4月の賃貸借契約となっておりますが、平戸市への移転による借人の都合による解約になります。

2件目の貸人、■■■氏、借人、■■■株式会社の分は、平成29年10月27日から令和4年3月9日までの4年4月の賃貸借契約となっておりますが、平戸市への移転による借人の都合による解約になります。

2アール未満農業用施設整備届ですが、令和2年3月10日に■■■氏から届出があった分です。届出事由は農業用倉庫建築で西九州自動車道建設に伴う移転のためです。3月13日に現地調査を行っております。

(以下、資料の読み上げ)

申請事件の処理状況

農地法関係

令和2年2月分

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5	██████████	██████████	発電用施設用地	1,666 m ²	R2.3.13許可
	██████████	██████████	発電用施設用地	1,784 m ²	R2.3.13許可

提案事件の集計表

農地法関係

申請事由		件数	面積		積計
			田	畑	
第5条	発電用施設用地	1		905 m ²	905 m ²
	一般個人住宅	1		438 m ²	438 m ²
計		2		1,343 m ²	1,343 m ²

農用地利用集積計画

権利の種類		件数	面積		積計
			田	畑	
所有権移転		2	3,569 m ²		3,569 m ²
利用権設定		4	29,884 m ²		29,884 m ²
	賃借権	3	11,827 m ²		11,827 m ²
	使用貸借	1	18,057 m ²		18,057 m ²
計		6	33,453 m ²		33,453 m ²

承認関係

内容	筆数	面積		積計
		田	畑	
荒廃農地調査による農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの決定について	3		2,091 m ²	2,091 m ²
下限面積の設定について		/		
令和2年度農業臨時雇い標準賃金等について				

議長 各種報告を行ったところでございますが、皆様からお尋ねしたいところ分りにくかったところとかございませんか。よろしいですかね。それでは付議事項に入ります。

議案第13号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 議案第13号農地法第5条の規定による許可申請について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。

最初に事件番号1番です。

現地の位置図を議案の24ページ及び25ページに、字図は26ページに、配置図は27ページ、平面図及び排水計画図は議案の28ページに断面図は、議案の29ページに添付しております。

議長 議案の説明が終わりましたので、まず事件番号1の方から地元委員さんの意見をお聞きしたいと思います。
松瀬委員ですかね。お願いします。

推進委員 6番の松瀬です。3月23日に事務局と農業委員さんと一緒に現場で筆界の確認を行いました。先ほど事務局が詳しく説明した通りに28ページで説明しますと、この里道横の右手の方になるんですが、去年5条申請で太陽光が設置してあります。この780番地も非農地みたいな感じで荒廃しております。ここに太陽光を設置しても他の農地に影響があるとは考えられないので、許可するのが妥当ではないかと思います。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、事件番号2について、地元委員さん意見をお聞きしたいと思います。

推進委員 推進委員8番の鈴立です。先ほど事務局からご説明がありましたとおり、■■■■さんのところで、お孫さんが家を建てるということで、場所は地目は畑で一緒の畑になっとなります。近隣には家・農地は無くて■■■■さんの畑が広がっているところでありまして。それで排水ですが土地の水は自然流下で周りに迷惑かける状況ではありません。排水に関しても北側の方に側溝がありまして、それにつながって流すということ、その側溝の先は山につながっており、自然流下になって下の方には市道が通って市道の側溝に流れるという状況であります。特に問題は無いものと考えております。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは現地確認に行かれた委員さんからもですねお聞きしたいと思います。
吉原委員をお願いします。

10番 10番の吉原です。それでは事件番号1番について報告をいたします。28ページをお開けください。排水計画図がありますので、これが分かりやすいかと思います。よろしいでしょうか。薄い黄なで色をつけてあるのが地目は畑で現況はカンネカズラがいっぱい這っていて、現状では原野化している様な土地です。それから白いところ■■■■番につきましては、地目は山林でございまして、開いて畑として使ってたんだらうと思いますけど、自生したようなニンニクが所々に生えているような、これも原野に近いような土地です。そして一番太陽光で問題になりますのが排水でございまして、この排水についても先ほど事務局・地元の委員さんがご報告なされたように排水も里道に沿って素掘りの側溝を入れて、そして一番端と言いますのは、ずっと見ていただくと左の方の一番左手の方です里道の、そこに素掘りの水をヒューム管を入れて下の田んぼの方に落とすように計画されております。そしてこの土地が太陽光の計画のこの2筆そしてその下も全部同じ所有者の土地で■■■■■■■■■■さんの所有の土地であります。同じ土地に水を流すのはまあいいかと思いますが、その隣接するその下の田についてはやはり流末になりますので、同意をとらなくてはならないんじゃないかということで、このビズグリーンという太陽光の会社の方から

隣接地の方に同意をとってあります。それと白い■■■番に里道に沿ってグリーンの線が引いてありますが、これは仮設道路といたしますか、通らせてくださいということで、農道というか進入路として使ってあって■■■の■■■さんとしてますこの方がビワを作られております。そこに■■■からの端っこを通っていくというのは太陽光パネルを設置してからは良くないんじゃないかということで、ヒューム管を先ほど入れるということを行いました、その右にビワ畑に向かって■■■の方に向かって泥の進入路がありました、そこを太陽光の会社の方で整備をしてコンクリを打っていただけないでしょうかと申し上げておりましたら、その様にしますということで、回答をいただいておりますので、これについては何ら問題ないかと思っております。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。

9番 9番崎田です。■■■さんの件ですけど、事務局と地元委員さんの説明のとおり、孫の方で住宅を建てるということで問題ないかと思われましたので、報告いたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。

今、地元委員ならびに現地確認された委員さんからも転用については別に問題ないという事でございます。事件番号1につきまして、何かご意見等ございませんでしょうか。

5番 5番武部です。事件番号2についてですけど、どうでもいいという事なんだろうけど、できればですね位置図と配置図は方向はいいのですが字図が違うんですよね90度ね、東の方が上になってますので、できれば調整をしないといたほうがいいと思いますけれども。どうしてか言うと字図には地主の名前が書いてありますよね、やっぱり参考になるものですから明確にしておいたほうがいいと思います。以上です。

事務局 武部委員さんのご意見は31ページのことでしょうか。

5番 5番武部です。はい、そうです。

事務局 これはこちらの方でというより、行政書士を通じて出てきている案件なんですけども、法務局自体の字図がこのように南北自体逆転している状況なので。

5番 5番武部です。違うものは違うんですよね、やっぱり方角が違えば直さないといけない。みんな一生懸命見てですよ、誰の土地かなる訳ですよ、違えば分からないなりに解釈するんですよ、法務局も悪いところはありますよ、それは直してもらわないといかん。市役所の税務課もおかしいところがある。

事務局 法務局の字図の訂正になるので、すぐにはちょっと難しいと思うんですよ、コピーする際に回転させてもいいんですが、字が読めなくなるのがあって、今

回読みやすい字の方向に合わせさせていただきたい。以前もご指摘いただいていましたので、できるだけ合わせるようにはしてたんですが、そういう関係で今回はご勘弁願います。

5 番 5 番武部です。はい、わかりました。

議 長 国調が終わってればですね。まだ終わってないんですね。

事務局 国調は終わってないです。

5 番 5 番武部です。方向を直せないことはないんでしょうけど、そういう段階ではないということですか。

事務局 今回はどうしようもないですね。

議 長 図面は一般的に北を上にするとなっておりますからね、そうしたほうがいいんですけれども、今後、修正できるものは修正したいと思います。

5 番 5 番武部です。国土調査をやっていないところは、字図が下になるものですかね、それがしっかりしないことにはどうにもならないわけですね。

議 長 当然、国調が終わっていないところは、役所が出している字図が一番の基本となるものになりますからね、今後修正できるものは修正するようにしましょう。ご指摘ありがとうございます。他に何かございませんか。

(意見無し)

ご意見も無いようですので、議案第 13 号は許可相当として進達することに意義はございませんでしょうか。

委 員 意義無し。

議 長 はい、意義無しということで、議案第 13 号は許可相当と意見を付して進達するものといたします。

議 長 次に、議案第 14 号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局 5 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を令和 2 年 3 月 30 日としております。6 ページと 8 ページにあっせん事業による所有権移転分を、11 ページに賃貸借権の新規設定分、使用貸借権の新規設定分の各筆明細を添付しておりますので、担当地区の委員さんのご確認をお願いします。

議 長 今議案の説明が終了しましたが、何かお気づきの点とかございませんか。特に担

当委員さんから何かございませんか。

(意見無し)

ご意見も無いようですので、議案どおり決定することに意義はございませんか。

委員 異議無し。

議長 異議無しということでございます。よって第14号は利用集積計画どおり決定することにいたします。広告予定を令和2年3月30日とさせていただきます。

議長 次に議案第15号農用地利用集積計画の決定（一括方式）についてを議案といたします。

事務局 14ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定、農地中間管理事業法第19条第2項の規定に基づく一括方式について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を令和2年3月30日としております。15ページに公社が熊澤氏から借受けた農地を■■■■氏に貸付けるもので10年間の賃貸借となっております。この一括方式というのは、公社（農地中間管理機構）が農地を借受け・貸付ける際、市町村の集積計画のみで一括して権利設定ができる仕組みになります。

議長 一括方式について、今までと違うところを委員の皆さんにもう少し説明して。

事務局 この一括方式ですね、今までの農地中間管理事業法では農業経営基盤強化促進法で公社にまず貸し出します。その後、県の方に配分計画を農業委員会の意見を付して、県の公社に送った後に県がそこでいいかと公告をして、40日から50日かけてその後決定して配分という形で貸し手に与える流れになるんですね、ですから概ね3か月から4か月かかってた訳です。公社が借りてから貸し出すまでの手続き関係全部入れるとですね。その部分を農地中間管理事業法によらず、すべて経営強化基盤法で決定することができるというふうに形が変わったもので、県内でも長与町が1回やったというぐらいで、たぶん松浦市が二番手くらいです。初めてのやり方になるんですけれども、あくまで県の農地中間管理事業法の配分ではなくて、農業経営基盤強化促進法の集積の方で担い手への決定まで行える、そういうふうな流れになります。ですから期間的には約30日から40日は短くはなるんですよ。県に報告を出すだけになるんですね。ただ今までと同じ方式もありうるし、この様な一括方式もできるということになると思います。いずれにしても途中で解約等になっていったん公社の持ち分になった場合は配分計画の協議をすることになる、流れとしては今までと変わりませんが決定が速くなったという流れになります。手続き上の問題だけでですね農業委員さんの今までの仕事は全く変わりません。ただ配分が速くなったっていうだけにすぎないと思ってください。それと今まで県がやっていた仕事を市がする、逆に市町村は手間がかかるようになります。期間は短くなりますけれども。そんな感じになります。

議長 今まで中間管理機構はですね、かなり時間がかかってたんですよ、2か月3か月かかるんですよ、公告までしないといけない。そして配分計画ということで3か月かかる、それが中間管理事業での問題点として出されてきたんですよ、それを今後一括方式で変えるという形になりますとね、通常の経営基盤強化法の貸し借りのような形でできていきますからね、時間的な短縮かなど、只今事務局の方でも事務量との関係でできないこともありうるということですので。そこらは調整しながらやっていかなければいけないと思います。
この件について、何かご意見等ございませんか？

4番 農業委員4番の大久保です。支払い方法は物納ってなってるんですかね。ということはこの支払に関しては中間管理機構は全然タッチしないのですか。

事務局 中間管理機構が支払えるのは、お金になるんですよ。現物の場合でも中間管理機構は使えるんですが、その時はですね貸してる側に現物が届きましたかどうかという印鑑をもらう書類があるんですよ。その書類を持って現物の受領確認をもって支払いを確認した後、するという事に手続き上はですね。それとなぜ現金の方も書いてあるかと疑問に持たれるかと思いますが、もし作り手の方が途中で解約された場合もありうるということですよ、その時は公社はお米を現物で配ることができないんですよ、それで金銭換算した金額も出てくるということになります。小数点が多いんですがまとめて何袋という形でしますので、一筆ごとに分けざるを得ない、そこで小数点が出てくることになります。

議長 物納で希望される方もおられますので、基盤法で物納でいいとなっておりますから物納でした場合は機構法でもいいってことになってますからね。
他に何かこの件でご意見ございませんか。
(意見無し)
ご意見無いようでございますので、計画どおり決定することに意義はございませんか。

委員 異議無し。

議長 はい、異議無しと認めます。よって議案第15号は計画どおり決定することにしたしまして、公告予定を令和2年3月30日とさせていただきます。

議長 次に議案第16号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定について議案といたします。

事務局 荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてご説明致します。

議案の20ページをお開きください。最初に、星鹿町青島免字[REDACTED]、
地目：畑 申し出地目、原野で267平方メートルと同所[REDACTED]番、地目：畑 申

し出地目 原野 899 平方メートルの 2 筆について、星鹿町青島免 [REDACTED] 氏からの申し出の案件です。3 月 4 日に地元委員の松瀬推進委員さんと現地調査を実施しました。スライドをご覧ください。[REDACTED] 番、[REDACTED] 番共、10 数年前から耕作しておらず、雑木が生い茂り一部山林化している部分もありました。また、土壌表土的にも農地への復旧性は難しい状態でありました。

続きまして、星鹿町青島免 [REDACTED] 地目：畑 申し出地目 原野 925 平方メートル 1 筆について、星鹿町青島免 [REDACTED] 氏からの申し出の案件です。こちらの土地も、平成 12 年頃より耕作しておらず雑木が生い茂り、土壌表土的にも農地への復旧が難しい状態でありました。

今回お二人の方から計 3 筆の申し出であります。いずれも、申出人は高齢化し後継者は市外に出ておられ、荒廃化していく土地が増えていくと思われま。荒廃化、非農地化を認める可否判断においては、いずれも「可」が妥当であると判断しているところであります。

よろしくご審議いただきますようお願い致します。

議 長 地元委員の松瀬委員さんの方からご説明をお願いいたします。

推進委員 推進委員 6 番の松瀬です。事務局が言ったようにですね、[REDACTED] と [REDACTED] は棘のある植物があって藪になって原野化しておりまして、[REDACTED] は農地に雑木が入り込んで手がかかるような感じで農地になるのは無理かなということで、非農地ということでもいいかと思えます。

議 長 地元委員さんからも非農地通知はやむを得ないだろうという状況と報告いただいたところです。

この件について皆さまの方からご意見ございませんでしょうか。

(意見無し)

議 長 ご意見も無いようでございますので、申請どおり非農地通知を出すことに意義はございませんでしょうか。

委 員 異議無し。

議 長 異議無しと認めます。よって申請どおり非農地通知を交付するものといたします。

議 長 次に議案第 17 号下限面積の設定について議題といたします。

事務局 年に 1 回ですね、農地法で定められている下限面積ですね、北海道は 2 ヘクタール、都道府県は 50 アールを農地を購入するための耕作の限度の面積としますよというものがございます。平成 21 年 12 月施行の改正法に基づくものなんですが、そのあたりを協議していただく事になります。それでは議案を読み上げさせていただきます。

(以下、資料の読み上げ)

下限面積（別段）の設定について

平成 21 年 12 月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積として設定できることになりました。

「農業委員会の適正な事務実施について」(20 経営第 5791 号平成 21 年 1 月 23 日付け農林水産省経営局長通知) が平成 22 年 12 月 22 日付けで一部改正され、農業委員会は毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について、審議することになっております。このため、今年度の下限面積（別段）を設定について、以下のとおり提案いたします。

(1) 農地法施行規則第 17 条第 1 項の適用について

【方針】 現行の下限面積（別段の面積）50 アールの変更は行わない。

【理由】 2015 農林業センサスで、管内の農家で 50 アール未満の農地を耕作している農家が全農家数の 4 割を上回るものではないため。

(2) 農地法施行規則第 17 条第 2 項の適用について

【方針】 現行の下限面積（別段の面積）50 アールの変更は行わない。

【理由】 管内の耕作放棄地は、従来より拡大していない状況であるため。

もう一つお話をしておかないといけないことがございまして、空き家バンク制度というのが計画されております。空き家バンク制度の中には、その家に引っ付いている農地がある、そういう農地についてはその人しか作れないような土地になっております関係上、できれば一緒に買ってほしいんだけど、空き家を今の農地法の状態では別段の面積にかかって売買ができないという状態になっております。それで、総務省の方からそちらに対するクリア方法というのが出ました。そちらについては、担当課（都市計画課）の方で空き家バンクの活用に関する全体計画を作ってエリア指定すると、空き家バンクが登録されている地域をエリア指定する。今の状況では志佐町の上志佐地区と星鹿地区ということでお聞きしておりますけれども、その中の住宅地がある部分をエリア化して、その部分について例えば 1 反くらいの農地が家に付いていたとして、その農地についてはエリアの中で農地法施行規則 17 条第 1 項と第 2 項の条件に合致すれば、家と一緒に売っていただけますよと、その分については、計画自体を農業委員会が承認することで別段の面積を設定したものと、そのエリアについてはですね、同一の効果があるというふうになります。その協議はまだ計画を担当課で作ってないので今後になりますけれども、その案件が出ましたらその案件ごとに家に付いてる農地は農業振興上問題ないかということを一案件一案件農業委員会の総会に諮って決めた後に本当にその農地を売却するというような購入していただく形になってくるかと思っております。今回お出ししている分については、

従来の農業の経営をするにあたって、最低限度の面積として 50 アールを持って
いる方だけしか農地が買えないというものを、現行のまま農地法どおりに行な
うという事でお話をさせていただくものになります。少しお話が長くなりました
が、以上の説明とさせていただきたいと思います。よろしくご審議のほどお
願いいいたします。

議長 下限面積の設定については、毎年、設定して公表しないといけないとなっ
てます。空き家バンクについては、都市計画の方から出された時点です、ま
た審議いただく事になろうと思います。ですから今は下限面積 50 アールにつ
いてということでご審議いただきたいと思います。

推進委員 推進委員 13 番の早坂です。4 割を上回るものでないとなってますが、仮に 50
アール未満の 4 割を超えた場合は 50 アールという数値を下げていくんですか。
それが一点と、4 割という数値がどっからきたのかをお願いします。

事務局 まず、1 点目ですが別段の面積を設定するというのは、最大 1 平米まで縮め
ることができるということです。今は 5 反持つておかないと 3 反の人は 2 反以
上買わないといけないような足し算をして 50 アールを超えないと農地の取得
ができないということです。耕作している面積がそういうのが考え方の一
つです。この 4 割というのはですね、地域の中で小規模の農地しか作っている
ものがいなくなってしまう時の考え方として国の方から方向性が出されてい
るんです。その中の数値が 4 割という事でお考えいただければと思います。1
と 2 の両方を兼ね備えておかないと落とせない、先ほど言いました計画の方、
空き家バンクの方も 1 と 2 は一緒です。ですからエリア指定していただいても
こういうふうに面積をいっぱい持つてるエリアの中に耕作地がいっぱいあると
かですね、そういう場合は該当してきませんし、耕作放棄地が全く無ければそ
こも該当しないことになってきます。全く条件は同じなんですけどもエリア指
定することで計画を承認することができるように今後なっていくんだらうなど
お話をしたままでして、全体でみると今の段階では変えようがないのかなと感
じたところです。

10 番 10 番吉原です。違った意見で一石を投じたいと思うんですけども、農地の
掘り起こし活動をしていく中で、たくさん農地を預かって耕作しておられるお
方に私は 6 年でずっと契約をお願いしておるんですが、5 年でしてください
って言われたんですよね、何でやって聞いたら、あと 5 年すれば 70 になると、だ
から 70 になれば借りてるところは戻すという方がおられまして、後で農業委員
をするもんは後の耕作者を探すのは大変になるって感じました。

また、5 反以上となっているのは、農地が虫食い状態になっていくのを防ぐた
めにはいい方法だとは思いますが、しかしながら、今家付きの土地 1 反以内は何
らかの方法で認められるような手当ができるような話をいただきました。しか
しながらよそから松浦に入って農業をやりたいと、それも施設園芸とか軟弱野
菜のような手のこむものをして農業をやりたいという人は、5 反以上買わ
ないとされないわけですよ。5 反以上というのが本当に今から松浦の農地を

荒さないようにやっていけるものかなって非農地化していけば良いかも知れませんが、農地は農地としてある程度維持していかなければいけない、しかしながら、平野部の土地改良ができたところは借り手は最後まであるであろうと思うんですが、山間部の方の狭い土地については、現状でも借り手がないのですから将来的には荒れていくと思います。そこで5反という線を維持していくのがある程度の中堅の農家を維持していくのはそれが妥当かと思うんですけども、3反ほどの小さい面積を家庭菜園ではいららないんですけど、定年退職してからも農業をやってみようという方、例えば3反くらいほしいなっている方には買われないわけですから、それで農地を維持していくことが果たしてできるのかと心配したものですから、今日議論していただかなくてもいいのですが、ちょっと私の気持ちを一石を投じさせていただきます。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。

事務局 今回の考え方をご説明させていただければと思うんですが、原則、耕作面積50アールというのは、売買にかかるものだけです。貸し借りは小面積でできます。借りて作れるということになりますので、その辺は農業経営基盤強化促進法であれば下限がないんです。農地法が3条の貸し借りとか購入ができないんですが、農業経営基盤促進法だと将来の担い手という判断をして貸すことができるようになってます。なのでいきなり小規模から始めたいという方ができないわけではないのでご理解いただければと思います。

10番 わかりました。

議長 これは借りて50アール以上あればいいんですからね。借りたものを含めて50アール以上あれば。

10番 10番吉原です。私が申し上げたとは、50アールはちょっと無理だと、30アールくらいでっていう人について、今言われた借りて使うことも可能ということですね。50アール以上じゃなくてもいいんですね。はい、わかりました。

議長 ほかに何かございませんか。よその市町村は、下限面積を結構下げてきています。それはさっき吉原委員が言ったように、よそからきて例えば施設園芸とかを、施設園芸の場合は30アールくらいであれば生計を維持できるような経営ができるもんですから、一律にじゃなくても例えば市町村によって分けるとか、地域によって分けるとかできますから、そういうところがあります。松浦の場合もここに書いてありますように耕作放棄地は拡大していないという状況にあるということが一つの条件ですけど、これはですね今後、耕作面積が拡大していくような状況になればね、また検討しないといけない状況になるんじゃないかなと思います。今のところはこれでいけるかなと、空き家バンクの場合は空き家に農地が付いて売買するという、このままでは農地法上、農地の売買はできませんけれども、空き家バンクで別に設定すれば、それは購入できるということになりますから、それがクリアすれば別に問題なかかなと思います。

すけれども。今のところこれを特段変えないといけない状況じゃないんじゃないかなと思いますが、どんなでしょうか。変更しないということで。

委員 はい。

議長 それでは議案第17号は下限面積の設定については50アールの変更を行わない、現状どおりでいくということで設定していきたいと思います。

議長 それでは議案第18号令和2年度農業臨時雇い標準賃金等についてを議題といたします。

事務局 23ページをご覧ください。令和2年度における農業臨時雇い標準賃金等について、下記のとおり意見を公表するものでございます。

表1の農作業賃金ですが、1時間当たり790円に据え置いております。この額は、現在の長崎県の最低賃金と同額でございます。最低賃金の改定が10月に予定されておりますので、最低賃金を下回ることになれば、その場合には9月にもう一度ご審議いただきたいと思います。

次に、2の機械作業・その他の請負料金も据え置いております。他市の状況を調べましたが、近隣で公表してあるところが平戸市で、平戸市の場合、1,000円ほど幅をもたせてあります。その下限の金額が松浦市とほぼ変わらないものでしたので、松浦市の方も昨年と同額にしております。

3番としまして、この農作業賃金は標準額であるので当事者双方で協議するものとする、4番の賄いは地域の慣習によるものとする、5番の交通費を要する場合は双方協議する、と追記をしております。議案をお配りした後にはですね、再度2の表の真ん中のところに書いておりますが、水稻中苗育苗と人箱当たりの金額を書いておりますが、農協の方に確認いたしましたら今年から取り扱いが若干変わっております、早期と普通期と分けてありました。早期が600円、普通期については570円ということで変更を今年からされるということで、この金額につきましては、ながさき西海農協管内のすべての市町が同じ値段で統一をということで、そういう話を確認しておりますので、この案件では金額については一つしか載せてありませんが、早期と普通期とに分けて載せたほうがよいか皆様のご意見をお願いしたいと思います。以上でございます。

議長 それでは、苗代につきましては、普通期の予約で570円、早期の予約が600円ということですので、570円から600円ということで、この区分だけは幅を持たせた金額で公表をさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

委員 はい。

議長 私の方からお聞きしたいんですけど、崎田委員はコンバインの受け入れをされてますよね。12,000円というのはどうですか。

9番 9番崎田です。13,000円くらいですかね。

議長　　そうでしょ。よそは聞いてみたら 13,000 円がほとんどなんですよ。鷹島が少し安かったかな。いくらだったですか。15 ですか。移動が伴うと 15 ということですか。福島はどうですか。

6 番　　6 番大川内です。機械利用組合は時間でしてますね。

推進委員　13 番推進委員の早坂です。私は志佐の方からお願いしてるんですけど 12,000 円で、元々標準額と書いてある以上は、ある農協がこっちもあるこっちもあるというね、苗だけそうやって意味がない、標準額なので幅を持たせてある。あえて苗の方は二つ書くっていいますがそういう書き出しは全部幅持ちちゃう、あくまで標準ですよとしかもうたっている訳ですので、お互い双方の話で、だから原文のままでいいと思う。すべて、今言ったように需要と供給のバランスで変わるわけですから、あくまで標準ですから、いろんなこと考えると収拾がつかなくなる。

議長　　確かに標準ですから、それはお互い地域によってある程度変わりますよと説明はしてるんですよ。ただ私のところに何人かの方から意見が言われているのが、コンバインなんですよ。それでコンバインが実情とちょっと違うんじゃないって言うこと言われたもんだからちょっとお聞きしたんですけども。そういう意見はですねやっぱり出てくるんですよ。しかし私はあくまでも標準として設定してますから機械利用組合の方とお話をした上で決めてくださいねと話してるんですけどね。こういう形で出すとやっぱりどうしてもそれを見て、そういう意見を言われる方もおられますね、だから近づけといたほうが良くはないかなっていう思いもありますのでお聞きしたんです。

10 番　　10 番吉原です。この標準の料金について、これについては消費税っていうのは内税で書くんですかね。税については税込みですか。

議長　　今まではみんな税込みで考えてきたんですよ、消費税が 10 パーセントに上がった関係で税金っていうのはどうしたものかなって思いはありますね。今までは 8 パーセント、5 パーセントなんか内税でって考え方でね、10 パーセントに上がってきたから今後についてはそこらも考えていかないといけない、今まで基本的には内税という考え方です。

10 番　　10 番吉原です。できれば、これを発表する時に括弧して内税って買いとっていただくと、10 パーセントですからね。

議長　　消費税込みの価格でね。今、全体に購買はですね基本的には標準的にいけば 13,000 円くらいで動いてるんですよ、市内はね、状況によって若干今違いますけれども、基本的にはそうじゃないかなと思って、13,000 円くらいにしとってどんなですかね。

委員 はい。

議長 いいですか。じゃ 13,000 円にしときましようかね。ただ先ほどお話ししましたようにですね、これはあくまで標準額でありますので、まあ双方で協議していただくのが基本になりますのでね。あくまで標準として出すと、それじゃコンバインは 10 アールで 13,000 円とさせていただきましようかね。それから育苗苗もですね、ちょっと幅を持たせて 570 円から 600 円というふうにさせていただきたいと思います。

推進委員 13 番推進委員の早坂です。今ちょっと話があった消費税の話はどうなったの、税抜きですか。

議長 税込みです。

推進委員 推進委員の早坂です。私事ですが、何年間もお願いしてますが、税別でやっています。税抜きでやっというほうが良いと思います。そういう意味でコンバインなんかは税抜きでやれば 12,000 円のままでいいと思います。税込みにすれば 13,200 円になります。まず一つは数値は税抜ということで書いたほうが良いと思います。

議長 そうですね、農家の方ほとんどが消費税非課税農家の方で、1,000 万円超すと消費税がかかりますけれども、それ以下の方が大半ですから非課税なんですよ、非課税農家だから税込んで形の方が会計処理はしやすいんですよ、確定申告とかの場合も、だから課税非課税農家で 1,000 万円以下は非課税農家になりますから、ほとんどは税込みで確定申告ができますからね。

推進委員 13 番早坂です。今まではどうだったんですか。

議長 今までは税込みなんですよ。税込みでということで、どこか書いてください。そういうことで、よろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 はい。では苗のところとコンバインのところを訂正させていただきましてですね、あとはそのとおりで、上の表 1 のところについては、おそらく今年も 10 月に入りますと、また最低賃金が 20 円か 30 円近く上がる可能性がありますのでね、その時は上がった時点で協議をさせていただきたいと思います。

それでは以上の訂正のところを標準賃金を決定し公表することよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 そのとおりで公表させていただきたいと思います。
以上で付議事項を終わりました。

議 長 総括的に皆さんから何かご質問等はありませんか。

(意見無し)

議 長 それでは次回の委員会の総会の報告をしておきたいと思います。4月27日、月曜日、場所は市民ホールです。それでは以上を持ちまして、3月の定例総会を終了いたします。お疲れさまでした。

<閉会の時刻>

16 時 50 分